

# 交野市地域防災計画

交野市防災会議







## < 目次 >

### 【総則編】

第1節	目 的	総則- 1
第2節	防災の基本方針	総則- 2
第3節	市の概況	総則- 3
第4節	過去の災害	総則- 5
第5節	予想される災害の想定	総則- 6
第6節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	総則-10
第7節	住民、事業者の基本的責務	総則-17
第8節	計画の修正	総則-18

### 【災害予防対策編】

第1章	災害に強いまちづくり	
第1節	都市の防災機能の強化	予防- 1
第2節	建築物の安全化	予防- 8
第3節	水害予防対策の推進	予防-11
第4節	土砂災害予防対策の推進	予防-15
第5節	危険物等災害予防対策の推進	予防-19
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	
第1節	総合的防災体制の整備	予防-22
第2節	情報収集伝達体制の整備	予防-31
第3節	火災予防対策の推進	予防-35
第4節	消火・救助・救急体制の整備	予防-38
第5節	災害時医療体制の整備	予防-40
第6節	緊急輸送体制の整備	予防-45
第7節	避難受入れ体制の整備	予防-47
第8節	緊急物資確保体制の整備	予防-53
第9節	ライフライン確保体制の整備	予防-55
第10節	交通確保体制の整備	予防-60
第11節	避難行動要支援者支援体制の整備	予防-61
第12節	災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	予防-66
第13節	帰宅困難者支援体制の整備	予防-67
第14節	地震災害予防対策の推進	予防-69
第3章	地域防災力の向上	
第1節	防災意識の高揚	予防-71
第2節	自主防災体制の整備	予防-74
第3節	ボランティア活動環境の整備	予防-77
第4節	企業防災の促進	予防-78

### 【地震災害応急対策編】

第1章	初動期の活動	
第1節	組織動員	地震応急- 1
第2節	災害情報の収集伝達	地震応急- 7
第3節	災害広報	地震応急-18
第4節	広域応援等の要請・受入れ・支援	地震応急-20

第5節	自衛隊の災害派遣	地震応急-23
第6節	消火・救助・救急活動	地震応急-26
第7節	医療救護活動	地震応急-28
第8節	避難誘導	地震応急-31
第9節	二次災害の防止	地震応急-35
第10節	交通規制・緊急輸送活動	地震応急-37
第11節	ライフラインの緊急対応	地震応急-40
第12節	交通の安全確保	地震応急-42
<b>第2章 応急復旧期の活動</b>		
第1節	災害救助法の適用	地震応急-43
第2節	避難所の開設・運営等	地震応急-45
第3節	緊急物資の供給	地震応急-48
第4節	保健衛生活動	地震応急-50
第5節	避難行動要支援者への支援	地震応急-53
第6節	被災者の生活支援	地震応急-55
第7節	社会秩序の維持	地震応急-56
第8節	ライフラインの確保	地震応急-58
第9節	交通の維持復旧	地震応急-61
第10節	農産業関係応急対策	地震応急-63
第11節	住宅の応急確保	地震応急-64
第12節	応急教育及び保育対策	地震応急-67
第13節	廃棄物の処理	地震応急-70
第14節	遺体の処理、火葬等	地震応急-72
第15節	自発的支援の受入れ	地震応急-74
第16節	広域一時滞在	地震応急-76

## 【地震災害復旧・復興対策編】

<b>第1章 災害復旧対策</b>		
第1節	復旧事業の推進	地震復旧- 1
第2節	被災者の生活確保	地震復旧- 3
第3節	中小企業の復興支援	地震復旧- 7
第4節	農業関係者の復興支援	地震復旧- 8
第5節	ライフライン等の復旧	地震復旧- 9
<b>第2章 災害復興対策</b>		
第1節	復興に向けた基本的な考え方	地震復旧-12
第2節	復興に向けた取組み	地震復旧-13

## 【東海地震の警戒宣言に伴う対応編】

第1節	総則	東海地震- 1
第2節	東海地震注意情報発表時の措置	東海地震- 3
第3節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	東海地震- 4

## 【南海トラフ地震防災対策推進計画編】

第1章	総則	南海トラフ- 1
第2章	災害対策本部の設置等	南海トラフ- 3

第3章	地震発生時の応急対策等	南海トラフ	4
第4章	円滑な避難の確保に関する事項	南海トラフ	7
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	南海トラフ	10
第6章	防災訓練計画	南海トラフ	11
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	南海トラフ	12
第8章	南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止	南海トラフ	13

## 【風水害応急対策編】

第1章	災害警戒期の活動		
第1節	気象予警報等の収集伝達	風水害応急	1
第2節	組織動員	風水害応急	13
第3節	警戒活動	風水害応急	19
第4節	避難誘導	風水害応急	24
第2章	災害発生後の活動		
第1節	災害情報の収集伝達	風水害応急	29
第2節	災害広報	風水害応急	32
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	風水害応急	34
第4節	自衛隊の災害派遣	風水害応急	37
第5節	救助・救急活動	風水害応急	40
第6節	医療救護活動	風水害応急	42
第7節	交通規制・緊急輸送活動	風水害応急	45
第8節	二次災害の防止	風水害応急	48
第9節	ライフラインの確保	風水害応急	50
第10節	交通の維持復旧	風水害応急	53
第11節	農産業関係応急対策	風水害応急	55
第12節	災害救助法の適用	風水害応急	56
第13節	避難所の開設・運営等	風水害応急	58
第14節	緊急物資の供給	風水害応急	61
第15節	保健衛生活動	風水害応急	63
第16節	避難行動要支援者への支援	風水害応急	66
第17節	被災者の生活支援	風水害応急	68
第18節	社会秩序の維持	風水害応急	69
第19節	住宅の応急確保	風水害応急	71
第20節	応急教育及び保育対策	風水害応急	74
第21節	廃棄物の処理	風水害応急	77
第22節	遺体の処理、火葬等	風水害応急	79
第23節	自発的支援の受入れ	風水害応急	81
第24節	広域一時滞在	風水害応急	84

## 【その他災害応急対策編】

第1節	林野火災応急対策		
第1	火災の警戒	その他	1
第2	林野火災	その他	1
第2節	市街地災害応急対策	その他	3
第3節	危険物等災害応急対策		

第1	危険物災害応急対策	その他- 5
第2	高圧ガス災害応急対策	その他- 6
第3	火薬類災害応急対策	その他- 7
第4	毒物劇物災害応急対策	その他- 8
第4節	その他災害応急対策	
第1	道路災害応急対策	その他-10
第2	鉄道災害応急対策	その他-11
第3	その他の事故等	その他-12

## 【災害復旧・復興対策編】

### 第1章 災害復旧対策

第1節	復旧事業の推進	災害復旧- 1
第2節	被災者の生活確保	災害復旧- 2
第3節	中小企業の復興支援	災害復旧- 7
第4節	農業関係者の復興支援	災害復旧- 8
第5節	ライフライン等の復旧	災害復旧- 9

### 第2章 災害復興対策

第1節	復興に向けた基本的な考え方	災害復旧-12
第2節	復興に向けた取組み	災害復旧-13



# 【総 則 編】



# 第1節 目的

## 1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、交野市防災会議が定める計画であり、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市域に係わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、本市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 2. 計画の構成

この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定めた災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。

各編においては、各種災害に比較的共通する事項を基本事項としてまとめ、市域で想定される各々の災害種別において個別の対策が必要な場合は、災害種別毎に必要な事項を定める。

## 第2節 防災の基本方針

### 1. 防災の基本方針

本市は、災害対策基本法に基づき、災害が発生した場合における被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据え、次に掲げる事項を基本方針として災害対策を講じる。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

### 2. 多様な主体の自発的な防災活動の推進

本市は、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていくような対策を推進する。

### 3. 災害対策の改善と各段階での対応

災害対策には、時系列的には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

各段階での対応の内容は次のとおり。

#### (1) 災害予防

周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震に対しては、被害抑止につながるハード対策（土木構造物や建築物の耐震化等）を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策（ハザードマップの作成等）を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

#### (2) 災害応急

迅速かつ円滑な対応が重要となる。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちを考慮することを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

#### (3) 災害復旧・復興

適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくり（応急仮設住宅建設候補地の準備等）についても、事前に検討し、方針の明示に努める。

## 第3節 市の概況

### 1. 位置及び面積

本市は大阪府の東北部（東経135° 41′ 北緯34° 47′：市役所）に位置し、東は生駒山系を境に奈良県に、西は寝屋川市、南は四條畷市、北は枚方市にそれぞれ隣接し、大阪市・京都市・奈良市までの距離がいずれも概ね20kmとなっている。

市域は東西5.4km、南北6.8km、面積25.55km<sup>2</sup>となっており、市域の半分以上は山地で占められている。

### 2. 地 形

本市は大阪府と奈良県を境にする生駒山地の北端の、山並み（交野山、旗振山、竜王山、妙見山等）とその西側に広がる平野にかけて広がり、東西5.4km、南北6.8kmのほぼ矩形をした地形は、本市の北西部の平野部と南東部の山地に分けられ、山地が全面積の半分以上を占めている。

山の西斜面は傾斜が極めて急であるという特徴がある。また、山地を刻む谷が深いことも特徴の一つであり、最大の谷は天野川により形成され、岩船峡谷付近は谷の深さが数十m～百数十mに達している。

また、山頂部にやや平坦な部分があるのが交野市の山地の特徴で、その典型は竜王山である。交野山や竜王山並びに妙見山頂に存在する巨石は永年の風化作用によって露出した花崗岩である。

平野部は、海拔の違いにより大きく3つに分かれる。1つは星田地域から茄子作地域にかけて広がる標高30～50mの台地、2つ目は、私部・倉治・幾野・郡津の各地域が位置する標高20～30mの台地、3つ目は天野が原町・梅が枝の各地域が位置する標高17～20mの平地である。

これらの地形は、今から160万年前から始まった「六甲変動」と呼ばれる地殻変動によってその骨格が形成されたものである。

天野が原町の地域の大部分は、かつての海岸段丘であり、中位段丘面を形成している。高位段丘面は星田地域周辺に存在し、天野川流域の沖積平野部は河川が運んできた土砂の堆積によって形成されたものである。

### 3. 地 質

本市は枚方丘陵の南東部を占め、その中ほどのところで生駒山地から流れでてくる天野川によって東部と西部の両台地に分けられている。

台地の標高は20～50mで、東部では南川、免除川が天野川に合流し、西部では南北方向の小高い丘陵がみられ、南東方向に向って傾斜する地形になっている。

天野川は生駒山地を侵食して深さ数十m～百数十mの谷を刻み、交野市街地を含む巾約0.5km、長さ約1kmの谷底平野を形成している。この平野は主として砂質地盤からできている。

天野川の河床は、私市付近では台地を侵食した谷底平野を流れているが、JR片町線（学研都市線）の鉄橋付近から下流側では河床が高くなり、天井川となっている。

枚方丘陵の地質は大阪層群上部からなり、海成粘土及び砂でできた地盤となっているが地質構造は平坦で安定している。上水道水源の深井戸地質柱状図によれば、地下20～50mのところどころに砂礫層がみられ、それ以下は砂と粘土の互層になっている。

一方、生駒山地は花崗岩からなり、西斜面は断層に関係して山地内に直線状の谷が平行して発達している。また、生駒山麓に沿って断層の存在が知られている。

これらは地殻変動によるものと解せられ、特に構造破碎の影響によって表層花崗岩がマサ土を形成している点が特徴である。

## 第3節 市の概況

### 4. 気象

本市の気象は、生駒山系を背にする大阪府東北部に位置し、瀬戸内気候に属している関係から気候は概ね温暖で、年平均の気温は15℃前後である。風はときおり強い季節風が吹くことがあるが、概ね北東ないし西よりの風が吹き、年平均風速は2m/s前後である。

年降水量はアメダス（枚方）の過去30年間（1984～2013）の記録によると、600mm強から1800mm強まで大きく変動しており、年降水量の極値は1,835mm（1989年）となっている。近年でも1,743.5mm（2013年）を観測するとともに、2010年以降、1,500mm以上と一定して多い降雨量を記録している。

また、日最大降水量や時間最大降水量はアメダス（枚方）の過去30年間（1984年～2013年）によると、日最大降水量の極値は172mm（1999年、2013年）、時間最大降水量の極値は91.0mm（2012年）と近2年で極値を更新しており、短時間雨量（時間降水量、日降水量）は増加傾向となっている。

### 5. 人口・世帯

本市の人口は、昭和35年頃までは1万人強で推移していたが、昭和40年代に急速に増加し、昭和50年には5万人を上回るようになった。その後も増加を続け、昭和55年には6万人、平成7年には7万人、平成17年には7万9千人を上回るようになったが、徐々に増加の程度は弱まり、平成17年～平成22年には頭打ち傾向となった。最近年は7万9千人を下回り、若干の減少傾向となっている。

世帯数も人口と概ね同じ傾向が見られるが、増加傾向は人口よりも著しく、最近年の世帯数は3万1千世帯強となっている。そのため、平均世帯人員は減少の一途を辿り、昭和20年代には5人弱であったものが平成12年以降は3人以下となり、最近年は2.5人程度まで減少するなど小世帯化の進行が続いている。

### 6. 土地利用

平成22年3月に第二京阪道路が開通するとともに、近年の道路交通網の充実は、市域内の人・物資の移動が迅速に行えるようになり、防災上有効である。

過去には、天野川沿いの低地部が河川はん濫による水害が発生していたが、現在に至るまでの河川改修の積み重ねにより、災害の危険性は低下してきたといえる。

しかし、河川改修の進んだ現在においても、水害の危険性が解消されたわけではなく、過去の災害を教訓に更なる防災対策を充実させる必要がある。

さらに近年、新興住宅地が山麓部に多く造成されているが、これらの場所は、後背地が山間部であるため土砂災害発生の危険性が大きい箇所であり、十分な注意が必要である。

山間部において、土地利用にそれほどの変化は見られないが、ゴルフ場造成工事等に伴う切盛斜面等の人工改変地が分布している。災害に対する危険度は、斜面高や人工改変以前の元地形、対策工法等によって大きく異なるが、一般的に盛土地盤では切土地盤に比べて斜面崩壊の危険性は高い。

### 7. 活断層

市域内には交野断層があり、東北－西南方向に延長約11kmと、周辺の活断層群でも最も長い部類に属する。

本市の周辺には、本市の西側を南北に走る枚方断層、生駒断層、本市の東南側を南北に走る高船断層群のほか、本市の北方には田口断層が分布している。いずれも延長10km以下と比較的小規模であるが、市域に近いので、これらの断層に起因する地震が起きた場合には、市域では相当の震度になると考えられる。

## 第4節 過去の災害

### 1. 風水害

本市が位置する大阪府への台風の接近は、8月から10月までに年平均2～3回程度の割合で、このうち9月に最も多く被害も大きくなっている。

台風の被害は風害と水害とがあり、戦後に大阪府下で大きな被害をもたらしたのは、昭和25年9月のジェーン台風と昭和28年9月の台風13号で、ジェーン台風は大阪府下で死者240人、行方不明16人、負傷者21,215人、建物全壊9,608戸、同半壊60,708戸、床上浸水54,139戸、床下浸水217,599戸の被害をもたらした（大阪府下全域に災害救助法適用）。台風13号でも、大阪府下で死者21人、行方不明1人、負傷者205人、建物被害23,802戸（床上浸水8,762戸、床下浸水83,124戸）等の被害がでた（高槻市、茨木市、三島郡、北河内郡に災害救助法適用）。

近年では、平成25年や平成26年の台風の接近により、本市の一部地区に避難勧告が発令されたが、大きな被害はなかった。

本市における近年の災害は、時間雨量が概ね20mm以上となった場合に市内に浸水する箇所が生じ、時間雨量が概ね50mm程度になると、浸水箇所が多くなっている。

従って、水害（水路のあふれによる道路や建物敷地等への浸水）に注意・警戒を要するのは時間雨量が概ね20mm程度からで、時間雨量が50mm程度以上となる場合は、厳重な警戒と避難体制等の検討が必要と考えられる。

### 2. 地震災害

本市において、特に大きな被害をもたらした地震の明確な記録は残っていない。また、本市直下で巨大地震が起きたという記録も残っていない。

しかし本市の周辺地域では、1830年（M=6.5）、1891年（濃尾地震M=8.0）、1927年（北丹後地震M=7.3）、1944年（東南海地震M=7.9）等、本市の建築物等に何らかの被害を与えたと考えられる地震が起きている。

また、本市に少なからず影響をもたらした地震としては、1995年1月（兵庫県南部地震M=7.3）があり、建物の倒・半壊は無いものの、窓ガラス割れ、家具等の転倒等が発生している。

なお、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災 M=9.0）では、東北から関東にかけての東日本一帯に、甚大な被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所では、地震動と津波の影響により放射性物質の放出をともなった原子力災害が発生しており、福島県等に甚大な被害をもたらした。

## 第5節 予想される災害の想定

災害は、その発生原因により、地震・台風・豪雨・洪水等の異常な自然現象に起因するものと、大規模な火災や爆発等の人為的原因により生ずるものに大別することができる。

この計画の作成にあたっては、本市における地勢・地質・気象等の自然的条件に加え、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び過去において発生した各種災害事例等を勘案して災害を想定しこれを前提とする。この計画において想定する主な災害は、次のとおりである。

### 第1 想定災害

#### 1. 地震災害

- (1) 地震による建造物及び公共施設等の破壊
- (2) 地震にともなう多発的・広域的火災

#### 2. 台風等による災害

- (1) 強風による家屋の倒壊等
- (2) 大雨による河川のはん濫及び浸水並びにため池の決壊等

#### 3. 豪雨等による災害

- (1) 土石流及び急傾斜地崩壊等
- (2) 河川及びため池等の決壊並びにはん濫による水害等

#### 4. 大規模な市街地火災

#### 5. 大規模な林野火災

#### 6. 危険物の爆発等による災害

#### 7. その他の大規模な災害

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害



## 第2 地震被害想定

### 1. 平成18年度被害想定

活断層による直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

□ 想定地震発生時の条件

- ・ 季節、時間 冬の夕刻（午後6時）
- ・ 気象条件 風速4.6m/s（※）  
※枚方観測所での超過確率1%の風速（1年に3日程度起こりうる）

交野市の被害想定

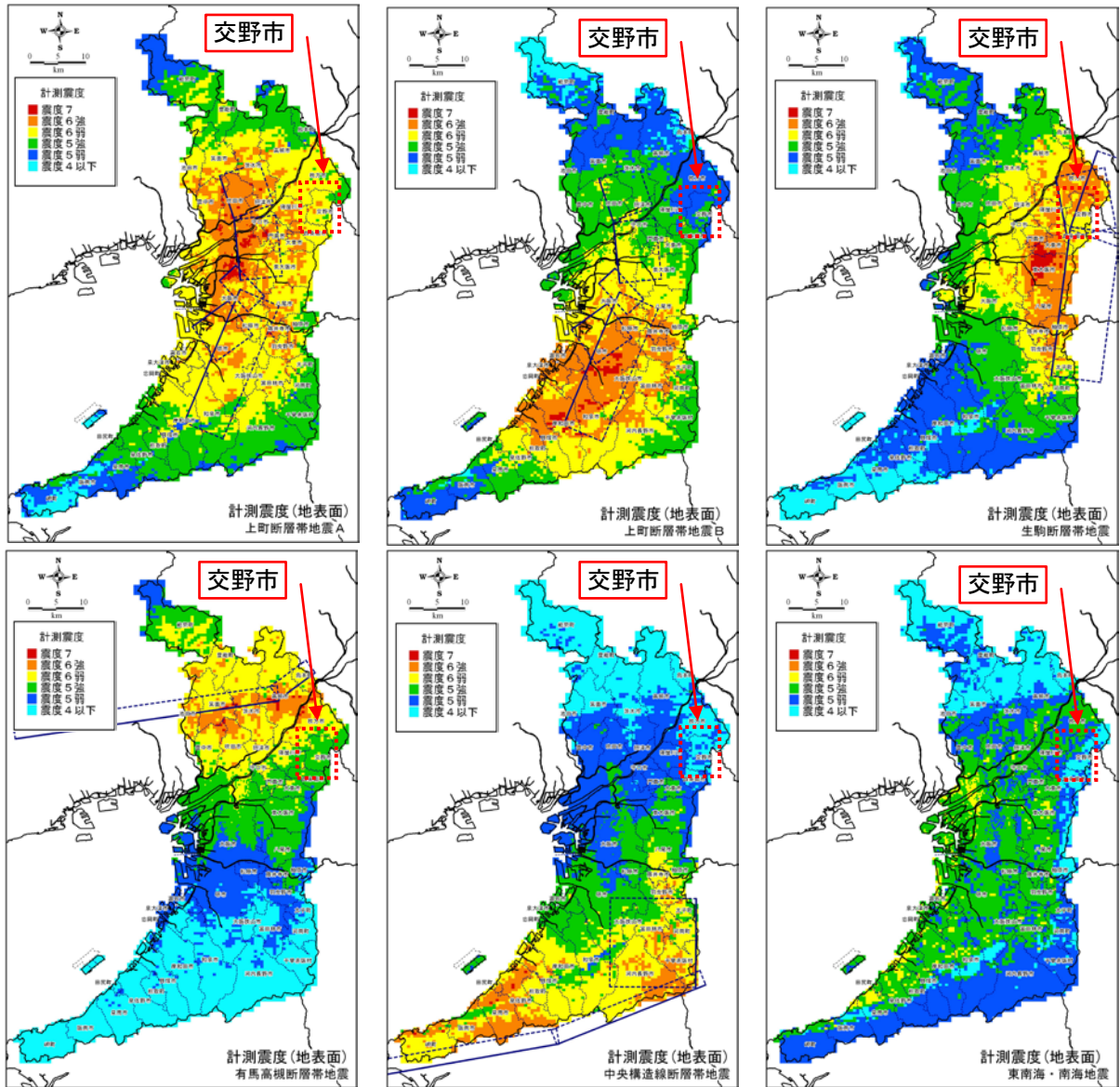
地震 被害内容		想定		参考			
		生駒断層 帯地震	東南海・ 南海地震	上町断層 帯地震A	上町断層 帯地震B	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
気象庁マグニチュード		7.3～7.7	7.9～8.6	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1
計測震度		4～7	4～6弱	4～7	4～7	3～7	3～7
建物被害	全壊	3,133棟	50棟	680棟	17棟	346棟	0棟
	半壊	3,792棟	131棟	1,247棟	34棟	731棟	0棟
出火件数	全出火	5件	1件	2件	1件	2件	1件
	炎上出火	3件	0件	0件	0件	0件	0件
焼失	出火による	1棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
	延焼による	3棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	28人 (43人)	0人 (0人)	2人 (4人)	0人 (0人)	1人 (1人)	0人 (0人)
	負傷者	818人 (1,253人)	28人 (43人)	308人 (480人)	7人 (11人)	179人 (274人)	0人 (0人)
	重傷者	50人 (77人)	3人 (4人)	27人 (42人)	1人 (1人)	18人 (27人)	0人 (0人)
り災者数		22,035人	416人	6,034人	140人	3,543人	2人
避難所生活者数		6,391人	121人	1,750人	41人	1,028人	1人
ライフライン	停電	14,761軒	208軒	4,574軒	520軒	2,599軒	0軒
	ガス供給停止	20戸	0戸	4戸	0戸	0戸	0戸
	水道断水	40人	3人	21人	0人	13人	0人
	固定電話被災	13,649回線	0回線	1,820回線	101回線	1,011回線	0回線
震災廃棄物	可燃物	82t	2t	21t	1t	13t	0t
	不燃物	267t	7t	69t	2t	39t	0t

※出火件数は3日間の値

※人的被害は“建物倒壊”によるもので、“火災”による死傷者はいずれも“0人”である。

また、( )内の数字は、朝5時の場合のものである。

大阪府の地震動予測



## 2. 平成25年度被害想定

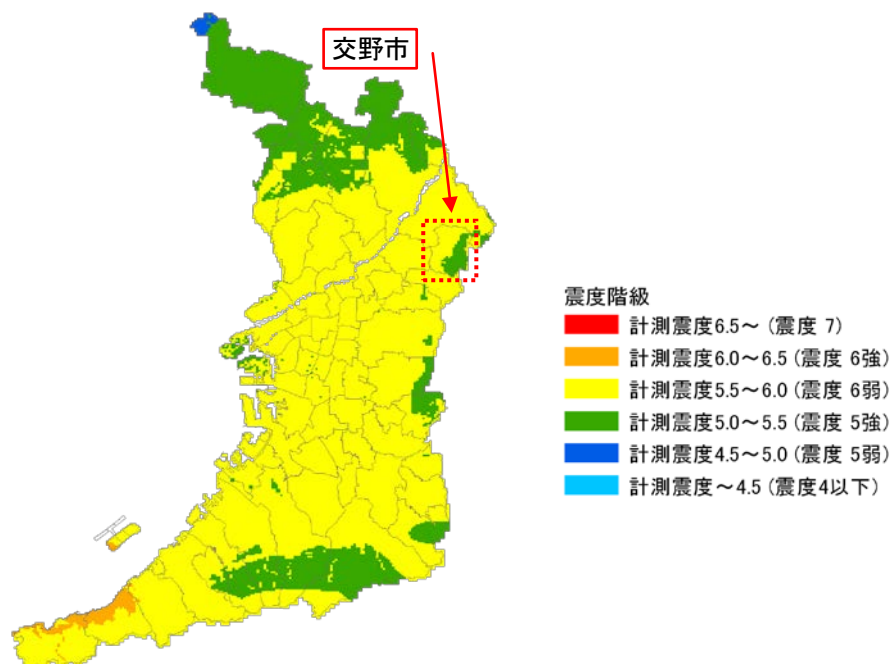
南海トラフ巨大地震による被害を想定した。

- 想定地震発生時の条件
  - ・ 季節、時間 冬の夕刻（午後6時）
  - ・ 気象条件 1%超過確率風速

交野市の被害想定

想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模		マグニチュード (M) 9.0～9.1
		計測震度5弱～6強
建物全半壊棟数		全壊 351棟 半壊 2,582棟
出火件数 (炎上出火冬18時)		2件
死傷者数 (冬18時)		死者 7人 負傷者 211人
避難者数 (1日後)		1,643人 (内、避難所生活者数 986人)
ライフライン	停電 (被災直後)	1.5万軒
	ガス供給停止 (被災直後)	7,027戸
	電話不通 (被災直後)	1.8万加入者
	水道断水 (被災直後)	5.8万人

大阪府の地震動予測



## 第6節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

本市及び市内の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

### 第1 防災関係機関の基本的責務

#### 1. 交野市

本市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、本市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### 2. 大阪府

府は、本市を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

#### 3. 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

#### 4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 5. 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、府及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

## 第2 防災関係機関の業務大綱

本市、府、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は概ね次の通りとする。

### 1. 交野市

#### (1) 総務部

- 災害広報に関すること。
- 報道機関との連絡調整に関すること。
- 災害記録の総括に関すること。
- 各部の情報の集約及び総括班との連絡に関すること。
- 災害時における職員の給与、給食及び服務等に関すること。
- 職員の動員、把握に関すること。
- 応援機関の受入れに関すること。
- 庁舎等の保全・防災及び通信手段の確保に関すること。

#### (2) 企画財政部

- 本部長・副本部長の秘書に関すること。
- 本部長・副本部長の現地視察等及び災害見舞いに関すること。
- 災害視察団及び調査団の受け入れに関すること。
- 災害対策関係予算その他財務に関すること。
- 市税の減免に関すること。
- 公用車両と燃料の確保に関すること。
- 緊急通行車両の届出に関すること。
- 被害家屋調査及びり災証明に関すること。

#### (3) 地域社会部

- 市の防災対策の総合調整に関すること。
- 防災会議に係わる事務に関すること。
- 市の災害対策本部等防災対策組織の運営に関すること。
- 防災行政無線の整備、通信統制に関すること。
- 防災に関する啓発・訓練に関すること。
- 防災関係機関との連絡、調整に関すること。
- 自主防災組織に関すること。
- 気象情報等の収集伝達に関すること。
- 災害情報の総括、府等への報告に関すること。
- 災害救助法適用事務に関すること。
- 避難対策の総括に関すること。
- 災害用物資・資機材の備蓄に関すること。
- 協定締結都市等への救助用物資等の緊急輸送に関すること。
- 他市との相互応援の調整に関すること。
- 警察署及び自衛隊との連絡調整に関すること。
- 地域緊急交通路等の指定に関すること。
- 災害見舞金及び弔慰金の支給に関すること。
- 被災者生活再建支援金に関すること。
- 区との連絡調整に関すること。

## 第6節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

- 被災者相談窓口の設置・運営に関する事。
- 日用品等の流通及び物価の安定監視に関する事。
- 不正計量の監視に関する事。
- 中小企業に対する災害特別融資のあっせんに関する事。

### (4) 市民部

- 応急寝具及び日用品並びにその他生活必需品の調達、避難所等への供給に関する事。
- 救援物資の受付け、仕分け、避難所等への供給に関する事。
- 臨時ヘリポートの開設後の管理に関する事。
- 運搬車両の調達に関する事。
- 遺体の埋火葬の許可等に関する事。

### (5) 健やか部

- 災害時の医療助産活動に関する事。
- 保健所、医師会、医療関係機関との連絡調整に関する事。
- 防疫（検病等）に関する事。
- 園児等の防災教育に関する事。
- 園児等の避難に関する事。
- 被災園児等の救護に関する事。
- 災害時における保健衛生に関する事。
- 災害時の応急保育に関する事。

### (6) 福祉部

- 義援金の受付けに関する事。
- 災害ボランティアに係る連絡調整に関する事。
- 避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関する事。
- 避難行動要支援者に対する福祉サービスに関する事。
- 遺体の安置等に関する事。
- 義援金の保管、配分に関する事。
- 福祉避難所の安全確認、開設・運営に関する事。

### (7) 環境部

- 災害廃棄物等の処理に関する事。
- し尿・ごみの収集及び処理に関する事。
- 災害時の行方不明者の捜索に関する事。
- 防疫（消毒、鼠族・昆虫駆除等）に関する事。
- 動物の保護等に関する事。
- 大阪府広域埋葬計画に関する事。

### (8) 都市整備部

- 水防活動に関する事。
- 災害危険箇所、宅地の防災パトロールに関する事。
- 建築物の耐震化に関する事。
- 応急仮設住宅に関する事。
- 被災市営住宅の応急対策に関する事。
- 建築物及び宅地の応急危険度判定、被害状況調査に関する事。
- 道路の整備に関する事。
- 道路交通の確保に関する事。
- 都市公園の整備及び緑化に関する事。
- 公共土木施設の二次災害の防止に関する事。

- 山地災害危険地区の把握に関する事。
  - 河川の整備に関する事。
  - ため池防災に関する事。
  - 土砂災害の防止に関する事。
  - 下水道施設の整備に関する事。
  - 災害復旧事業に関する事。
  - 農地防災対策に関する事。
  - 農林業従事者に対する災害融資に関する事。
  - 農作物及び家畜の防疫に関する事。
  - 農林災害復旧補償に関する事。
- (9) 教育委員会
- 児童・生徒等の防災教育に関する事。
  - 児童・生徒等の避難に関する事。
  - 被災児童・生徒等の救護に関する事。
  - 避難所の安全確認、開設・運営に関する事。
  - 災害時の食料調達・供給に関する事。
  - 文化財の応急対策に関する事。
  - 災害時の応急教育に関する事。
- (10) 水道局
- 給水活動に関する事。
  - 水道の広域応援の要請に関する事。
  - 水道施設の災害復旧計画に関する事。
  - 災害時の水質検査に関する事。
- (11) 消防本部
- 水防活動に関する事。
  - 救急体制の充実にに関する事。
  - 消防計画に関する事。
  - 消防力の強化に関する事。
  - 危険物、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類等の防災対策に関する事。
  - 救助・救急に関する事。
  - 消火活動に関わる広域応援に関する事。
  - 市街地火災及び林野火災対策に関する事。
  - 建築物等の火災予防に関する事。
- (12) 議会事務局
- 市議会との連絡調整に関する事。
- (13) 農業委員会事務局、会計室、行政委員会事務局、他
- 避難所の安全確認及び開設・運営に関する事。

## 2. 大阪府

- (1) 枚方土木事務所
- 災害予防及び災害応急対策等に係わる市及び関係機関との連絡調整に関する事。
  - 府の管理する土木施設及び河川の防災対策並びに復旧に関する事。
  - 水防配備状況の伝達に関する事。
- (2) 中部農と緑の総合事務所
- ため池の水防対策及び山地の防災対策に関する事。

## 第6節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

### (3) 四條畷保健所

- 災害時における医療救護活動及び保健衛生活動対策に関すること。

### 3. 大阪府警察本部（交野警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 交通規制・管制に関すること。
- 広域応援等の要請・受入れに関すること。
- 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。
- 犯罪の予防・取締りその他治安の維持に関すること。

### 4. 関西広域連合

- 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること。
- 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること。
- 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること。
- 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること。

### 5. 陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- 市、府及びその他の関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。
- 災害派遣に関すること。
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

### 6. 指定地方行政機関

#### (1) 近畿農政局（大阪地域センター）

- 応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

#### (2) 大阪管区气象台

- 観測施設の整備に関すること。
- 防災知識の普及・啓発に関すること。
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。

### 7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

#### (1) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

- 電気通信施設の整備と防災管理に関すること。
- 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- 気象警報の伝達に関すること。
- 災害時における重要通信確保に関すること。
- 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。
- 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- 災害用伝言ダイヤルの提供に関すること。

#### (2) 関西電力株式会社（枚方営業所）



- 電力施設の整備と防災管理に関すること。
  - 災害時における電力供給の確保に関すること。
  - 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
  - 災害時における電力供給の確保体制の整備に関すること。
- (3) 大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）
- ガス施設の整備と防災管理に関すること。
  - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
  - 災害時におけるガス供給の確保に関すること。
  - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (4) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）・日本貨物鉄道株式会社（関西支社）
- 鉄道施設の防災管理に関すること。
  - 輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること。
  - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
  - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
  - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
  - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 京阪電気鉄道株式会社
- 鉄道施設の防災管理に関すること。
  - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
  - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
  - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
  - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (6) 京阪バス株式会社（交野営業所）
- バス施設の防災管理に関すること。
  - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
  - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (7) 日本赤十字社（大阪府支部）
- 災害医療体制の整備に関すること。
  - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
  - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
  - 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
  - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ、活動の調整に関すること。
  - 救助物資の備蓄に関すること。
- (8) 一般社団法人大阪府LPガス協会
- LPガス施設の整備と防災管理に関すること。
  - 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関すること。
  - 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関すること。
  - 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (9) 日本郵便株式会社近畿支社（交野郵便局）
- 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
  - 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
  - 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (10) 西日本高速道路株式会社（関西支社）
- 管理道路の整備と防災管理に関すること。
  - 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。

## 第6節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

- 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- 被災道路の復旧事業の推進に関すること。
- (11) KDD I 株式会社（関西総支社）
  - 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
  - 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
  - 気象警報の伝達に関すること。
  - 災害時における重要通信確保に関すること。
  - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
  - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (12) 日本通運株式会社（大阪支店）
  - 緊急輸送体制の整備に関すること。
  - 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

## 8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 一般社団法人交野市医師会
  - 災害時における医療計画に関すること。
  - 災害時における医療救護活動に関すること。
  - 災害時における負傷者の収容及び看護に関すること。
- (2) 交野市消防団
  - 消防活動に関すること。
  - 水防活動に関すること。
  - 避難誘導に関すること。
- (3) 交野市区長会
  - 市及び災害対策本部が実施する災害応急対策等の協力に関すること。
- (4) 社会福祉法人交野市社会福祉協議会
  - ボランティアの活動環境の整備に関すること。
  - ボランティアの受け入れに関すること。
- (5) 北大阪商工会議所
  - 災害時における物価安定についての協力に関すること。
  - 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力に関すること。
- (6) 北河内農業協同組合
  - 農地及び農業用施設並びに農作物等の被害調査の補助に関すること。
  - 農業用施設の災害復旧及び再生産の維持等についての必要な資金融資に関すること。
- (7) 大阪府北部農業共済組合
  - 災害時における農業災害補償に関すること。
- (8) ため池管理者
  - ため池の防災管理に関すること。
  - ため池の水防活動に関すること。
  - 災害時におけるため池施設の復旧に関すること。
- (9) その他公共的団体
  - 市及び災害対策本部が実施する災害予防並びに災害応急対策に関すること。

## 第7節 住民、事業者の基本的責務

### 第1 住民の基本的責務

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るように行動する必要がある。また、災害発生時には初期消火を行い、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助け、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

### 第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備及び防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努める。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

## 第8節 計画の修正

交野市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、本市は、防災計画間の必要な調整、府から本市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正は、原則として次の手順で行う。

- (1) 修正を必要とする防災関係機関は、修正すべき内容及び資料を本市へ提出する。
- (2) 本市は、提出された修正内容及び資料をとりまとめ、防災対策推進会議で検討し、防災計画修正案を作成する。
- (3) パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させる。
- (4) 市防災会議は、作成した防災計画の修正について、災害対策基本法第42条第1項の規定により大阪府知事に事後報告する。
- (5) 市防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- (6) 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

## 【注記】

本計画における用語について

- 住民  
交野市の住民に加え、災害時に本市に滞在する者も含める。
- 要配慮者  
高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者  
要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者をいう。
- 市  
交野市をいう。
- 区  
交野市が、自治振興策と住民参加のまちづくりを進めるうえで、地理的・社会的な要因をふまえながら地区を設定している単位をいう。
- 府  
大阪府をいう。
- 関西広域連合  
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県をもって組織する広域連合（地方自治法に規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関  
国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 自衛隊  
一般には陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊をいうが、固有の部隊をいう場合は、市域を所管する陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊である。
- ライフライン（事業者）  
上水道（交野市水道局）、下水道（交野市都市整備部）、電気通信（西日本電信電話株式会社）、電力（関西電力株式会社）、ガス（大阪ガス株式会社）、共同溝（市、府）をいう。
- 消防本部  
交野市消防本部及び消防署をいう。
- 道路管理者  
市道は、交野市長をいう。  
また、国道、府道、主要地方道は、府知事をいい、国道1号は、近畿地方整備局長をいい、第二京阪道路は、西日本高速道路株式会社をいう。

## 第8節 計画の修正

- 河川管理者  
一級河川及び二級河川は府知事（枚方土木事務所）をいう。  
また、準用河川は交野市長（都市整備部）をいう。
- 鉄道事業者  
西日本旅客鉄道株式会社及び京阪電気鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社をいう。
- 公共輸送機関  
西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京阪バス株式会社をいう。
- 水防関係者  
消防本部、消防団
- 砂防関係機関  
府（都市整備部河川整備課、枚方土木事務所）
- 災害ボランティアセンター  
災害発生後に、ボランティアの募集・登録、活動調整等を行う臨時の組織をいう。